弁護士法人
長瀬総合法律事務所
NAGASE Sogo Law Office

NS News Letter

Vol.12
2017.3



CONTENTS

1．　Topics：「現役法務と顧問弁護士が書いた 契約実務ハンドブック」出版のご報告
2．Column①：Fintech と金融法-ビットコイン等の仮想通貨を活用した金融商品と法規制
3．Column②：【企業法務】社内研修サービスのご案内
4．Column③：【離婚問題】お子様の親権について
5．Column④：【交通事故】示談について
6．　Notice：「債権回収を円滑に進めるためのポイント」のご報告

1．Topics：「現役法務と顧問弁護士が書いた契約実務ハンドブック」出版のご報告



このたび、「現役法務と顧問弁護士が書いた 契約実務ハンドブック」と題する書籍を日本能率協会マネジメントセンター様から上梓させていただきました。

本書は、私と双子の弟である長瀬威志弁護士との初の共著となります。

私は、顧問弁護士・外部弁護士としての立場でこれまで多くの企業様に関わらせていただいた知見を、長瀬威志弁護士はインハウスローヤー（社内弁護士）としての立場で企業様に関わらせていただきました。

いわば企業の外部弁護士・内部弁護士それぞれの立場からみた、企業法務の視点を整理したものとなります。

契約準備→契約交渉→トラブル発生→解決まで時系列に沿って整理しているほか、法律意見書等のサンプルも掲載しております。

新しい分野を初めて担当することになった方、そしてこれから弁護士を目指す司法修習生の皆様に向けて執筆しました。

私自身を振り返りますと、企業法務と個人法務のいずれも担当する機会に恵まれてきましたが、いずれの分野を担当するにあたっても、どのように進めていくべきかに悩まされてきました。

甚だ未熟者ゆえ汗顔の至りですが、弁護士登録間もない方や、若手法務担当者の方にとって、本書が少しでも企業法務を志す方々のお役に立つことができればと考えて構成しております。

本書は若手法務担当者や弁護士に向けて執筆したものですので、顧問先様をはじめ、皆様におかれましても、多少なりともお役に立つことがあるのではないかと考え、ご紹介させていただく次第です。

２．Column①：Fintech と金融法 － ビットコイン等の仮想通貨を活用した金融商

Fintech（フィンテック）とは、Finance（フィナンス）と Technology（テクノロジー）を組み合わせた造語ですが、その一分野として、ビットコイン等に代表される、インターネット上で電子的に取引される仮想通貨が注目を集めています。これまで、そもそも「仮想通貨」とは何かについて、法律上の位置づけも定義も明確になされていませんでしたが、２０１６年５月２５日に成立した改正資金決済法により、初めてその定義が明確に規定されることとなりました。また、改正資金決済法により、仮想通貨の取引所を運営する事業者に対して、「仮想通貨交換業者」として登録を義務づけ、種々の規制を課すこととなりました。

２０１６年１２月２８日、改正資金決済法の詳細を定める政令案・府令案が公表されるとともに、２０１７年３月２４日、これらに対するパブリックコメント回答 及びガイドライン が公表されています。

改正資金決済法は、本年６月３日までに施行されることとされており、同法における「仮想通貨」の定義や仮想通貨交換業者に対する各種義務の内容については整理が進んできた一方、金融商品取引法をはじめ、他の法令における仮想通貨の法的位置づけや規制の有無等については依然として不明確な部分が少なくありません。今後、証券会社等の金融商品取引業者が仮想通貨交換業者と提携して仮想通貨の売買等に進出することが予想されるものの、このようなビジネスが法的に許容されるのか、必ずしも判然としません。また、本年３月１１日、米国においてビットコイン ETF の上場審査が否認されましたが、日本においてもビットコインのような仮想通貨を投資対象とするファンド等が登場することが想定されます。

そこで、本ニュースレターでは、改正資金決済法に基づく「仮想通貨」の法的位置づけや取扱業者に対する規制の概要を紹介するとともに、ビットコイン等の仮想通貨を活用した金融商品を組成・販売する際に係る法規制の概要を紹介することとします。なお、本ニュースレターにおける法規制及び法解釈については、今後の法改正・解釈の変遷や議論の集積等により変更される可能性があることにご留意ください。

目次

I.　仮想通貨を用いた金融商品　3

II.　結論　3

III. 仮想通貨販売に係る主な法規制　3

1. 改正資金決済法上の規制 3
2. 改正犯収法上の規制 5
3. 金商法上の規制 6
4. その他 6

IV. 仮想通貨 FX に係る主な法規制　7

1. 改正資金決済法上の規制 7
2. 改正犯収法上の規制 7
3. 金商法上の規制 7
4. 銀行法上の取扱い 7

V.　仮想通貨販売に係る主な法規制　8

1. 投信法上の規制 8
2. 改正資金決済法上の規制 8
3. 改正犯収法上の規制 8
4. 金商法上の規制 8
5. 銀行法上の取扱い 8

Ⅰ．　仮想通貨を用いた金融商品

２０１６年５月２５日に成立した改正資金決済法により、いわゆる仮想通貨の「取引所」に代表される、業として仮想通貨の売買・交換等を行う者は「仮想通貨交換業者」に該当し（改正資金決済法２条７項）、内閣総理大臣の登録が必要となります（同法６３条の２）。すなわち、今後は、ビットコインのような仮想通貨を業として売買等を行う場合、「仮想通貨交換業者」として改正資金決済法に基づき登録義務等の規制に服することが明確になりました。

それでは、このような仮想通貨交換業者（＝取引所）と提携し、仮想通貨交換業者以外の個人・企業が①仮想通貨の販売を行ったり、②仮想通貨の証拠金取引を行ったり、③仮想通貨を投資対象とする投資信託を組成・販売しようとする場合、そもそも法的に可能でしょうか。また、法的に可能であるとして、いかなる規制が問題となりうるでしょうか。

＜想定ケース＞
① 仮想通貨交換業者から購入した仮想通貨を自社店頭で販売（以下「**仮想通貨販売**」といいます）
② 仮想通貨の証拠金取引（以下「**仮想通貨 FX**」といいます）
③ 仮想通貨を投資対象とする投資信託（以下「**仮想通貨投資信託**」といいます）

Ⅱ．　結論

①仮想通貨販売、②仮想通貨 FX、③仮想通貨投資信託いずれも現行法上は可能であるものと思われます。ただし、それぞれについて、主に以下の法規制に留意が必要です。

スキーム	資金決済法	犯収法	金商法	備考
仮想通貨販売	「仮想通貨交換業者」に該当し、規制対象	「特定事業者」に該当し、規制対象	「有価証券」に当たらず、規制対象外	倒産法、民事執行法等に留意が必要
仮想通貨FX	差金決済の場合、規制対象外	差金決済の場合、規制対象外	現状、「金融商品」に当たらず、規制対象外	現物決済の場合、規制対象
仮想通貨投資信託	規制対象外	規制対象	「第一種金融商品取引業」に当たり、規制対象	仮想通貨は投信法上の「特定資産」ではない

＊：銀行又は銀行持株会社の子会社などが上記スキームを実施する場合、別途銀行法上の業務範囲規制にも留意が必要となります。
＊＊：仮想通貨投資信託については、主として仮想通貨以外の「特定資産」に対して投資する場合を前提としています。また、投資信託の組成に当たっては、仮想通貨を信託財産とする信託の受託、投資信託財産を仮想通貨に投資する運用について別途検討が必要となります。

Ⅲ．仮想通貨販売に係る主な法規制

1．　改正資金決済法上の規制

（１）　仮想通貨の定義

２０１６年５月２５日、資金決済法の改正が成立（以下「改正資金決済法」といいます。）し、同年６月３日に交付され、施行は公布日から１年以内とされ、遅くとも２０１７年６月３日までに施行されることとされています。

改正資金決済法は、以下のいずれかに該当する場合、「仮想通貨」に該当するものとして定義しています（改正資金決済法２条５項１号・２号）

（１号仮想通貨）
物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

（２号仮想通貨）
不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

典型的には、ビットコインが１号仮想通貨に該当します。なお、Suica 等の電子マネーは「不特定の者に対して使用する」という要件を充足しないため、１号仮想通貨には該当しません。

また、それ自体は１号仮想通貨に該当しないものであっても、１号仮想通貨と相互に交換できる財産的価値であれば、２号仮想通貨に該当します。具体的には、ビットコインと相互に交換できる Ether 等のデジタル通貨は、１号仮想通貨に該当しない場合であっても、２号仮想通貨に該当します。

（２） 仮想通貨交換業の定義

そして、以下のいずれかの行為を業として行う場合、「仮想通貨交換業」に該当し（改正資金決済法２条７項各号）、登録を受ける必要があります（同法６３条の２）

(a) 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換（≒ディーリング業務）
(b) (a) に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理（≒ブローカレッジ業務）
(c) その行う(a)又は(b)に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること（≒有価証券等管理業務）

したがって、自らビットコイン等の仮想通貨の売買を行う場合はもちろん、仮想通貨交換業者である取引所の代理店として仮想通貨交換業売買の媒介又は代理を行う場合も、「仮想通貨交換業」に該当し、仮想通貨交換業者として登録を受ける必要があることとなります。

（３） 仮想通貨交換業者に対する規制

改正資金決済法上、仮想通貨交換業者に対して、以下の規制が課せられることとなります。詳細については、「**仮想通貨交換業者に関する内閣府令**」[1]及び「**事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 仮想通貨交換業者関係）**」[2]をご参照ください。

[1] http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170324-1/04.pdf
[2] http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170324-1/19.pdf

業務に関する規制（改正資金決済法６３条の８以下）	・ 情報の安全管理のために必要な措置 ・ 委託（再委託等を含む）に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置（委託先への指導など） ・ 利用者の保護を図り、及び、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置（仮想通貨と法定通貨との誤認防止のための説明、契約内容についての情報提供など） ・ 利用者の金銭・仮想通貨の分別管理及び分別管理の状況についての外部監査[3] ・ 金融 ADR など苦情処理・紛争解決に係る措置
監督に関する規制（改正資金決済法６３条の１３以下）	・ 帳簿書類の作成・保存義務 ・ 当局に対する事業年度ごとの報告書の提出義務 ・ 当局に対する一定期間ごとの利用者の金銭・仮想通貨の管理に関する報告書の提出義務 ・ 当局による立入検査等 ・ 当局による登録の取消し、業務停止命令又は業務改善命令
自主規制団体に関する規制（改正資金決済法８７条以下）	・ 仮想通貨交換業者の自主規制団体である一般社団法人としての認定資金決済事業者協会に関する規定を整備

2. 改正犯収法上の規制

２０１６年５月２５日、犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正が成立（以下「改正犯収法」といいます。）し、２０１７年６月３日までに施行されることとなります。

改正犯収法上、仮想通貨交換業者は、新たに「特定事業者」4に指定され、仮想通貨交換業に係る業務が「特定業務」5、顧客との各取引が「特定取引」6に該当し、以下の義務を負うこととなります（改正犯収法２条２項３１号、３０条等）

資金洗浄・テロ資金供与対策規制（改正犯収法２条２項３１号、３０条等）	・ 取引時確認義務 ・ 確認記録・取引記録の作成、保存義務 ・ 疑わしい取引の当局への届出義務 ・ 体制整備義務（教育訓練の実施、社内規程の整備、統括管理者の選任等） ・ 仮想通貨交換業者の利用者の本人確認用の情報（ID・パスワード等）の授受（なりすまし目的の場合、又は正当な理由のない有償の場合に限る）は、その勧誘・誘引とともに禁止

3 財務に関する書類に加えて、公認会計士又は監査法人による監査報告書の添付が求められており、前提として会計監査を受ける必要があります。
4 改正犯収法２条２項３１号
5 改正犯収法施行令６条１４号
6 改正犯収法施行令７条１項１号ヨ・タ・レ

3. 金商法上の規制

まず、ビットコイン等の仮想通貨は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます）上の「通貨」「有価証券」「商品」いずれにも該当しません。そのため、取引所等の仮想通貨交換業者から仮想通貨を購入し、自社の窓口等で仮想通貨を販売する行為については、そもそも金商法の規制対象とはならないものと思われます。

なお、今後、仮想通貨交換業者との業務提携は、証券会社等の金融商品取引業者と行われることもあるかと思いますが、その場合、金融商品取引業者による仮想通貨の売買は、「金融商品取引業」には該当しません（金商法２条８項各号）。もっとも、当該行為は、「その他の付随業務」（金商法３５条１項柱書）又は届出業務（同条２項）として許容される可能性があります。

また、これら「その他の付随業務」又は届出業務に該当しない場合、承認業務（金商法３５条４項）に該当するか検討することになりますが、この場合、金融庁の承認を得た上で実施する必要があります。

4. その他

（１） 倒産法上の取扱い

仮想通貨交換業者の破産手続、会社更生手続、民事再生手続等が行われた場合において、顧客が当該仮想通貨交換業者に預けた仮想通貨の取扱いは判然としません。もっとも、一定の場合には、取引所に預けた仮想通貨は、「破産者に属しない財産」（破産法６２条）として、取戻権が認められるものと思われます。

（２） 民事執行法上の取扱い

仮想通貨に対する民事執行は、「その他の財産権に対する強制執行」（民事執行法１６７条）の対象となるものと思われ、理論上は執行不能財産とはならないものの、発行者がおらず、実効性確保に問題が残るものと思われます。

（３） 銀行法上の取扱い

銀行や銀行持株会社の子会社が仮想通貨販売を行う場合、当該業務が銀行等の業務範囲内であることが必要となります。

この点、仮想通貨は「通貨」ではないため、その取扱いは銀行の固有業務（銀行法１０条１項）には該当しません。

もっとも、たとえば銀行や銀行持株会社の子会社である証券会社等が仮想通貨販売を行う場合、「金融関連業務」（銀行法１６条の２第２項第２号、５２条の２３第１項）又は「従属業務」（同法１６条の２第１項１１号）として許容されるものと解することも合理的と思われます。ただし、金融関連業務を限定列挙する銀行法施行規則１７条の３第２項各号において、現在のところ仮想通貨交換業の規定はありません。



IV.　仮想通貨 FX に係る主な法規制

1.　改正資金決済法上の規制

仮想通貨のデリバティブ取引は、決済時に仮想通貨の現物の受渡しを行う場合は、「仮想通貨の交換等」として「仮想通貨交換業」に該当する一方、差金決済のみであれば「仮想通貨交換業」の定義に該当しないこととされています7。

したがって、差金決済のみを行う仮想通貨 FX であれば、「仮想通貨交換業」に該当しないため、改正資金決済法上の規制を受けないものと思われます。

2.　改正犯収法上の規制

証券会社等の金融商品取引業者が仮想通貨 FX を行う場合、金融商品取引業者は、「特定事業者」であり、その行う業務全般が「特定業務」8に該当するものの、現状、仮想通貨のデリバティブ取引は「金融商品取引業」に該当せず、また、差金決済のみであれば改正資金決済法上の「仮想通貨交換業」にも該当しないため、「特定取引」に該当せず、改正犯収法による規制対象とはならないものと思われます。

3.　金商法上の規制

前記のとおり、仮想通貨は「通貨」「有価証券」「商品」いずれにも当たらず、仮想通貨 FX は現状、「店頭デリバティブ取引」（金商法２条２２項１号）に該当しないため、金商法の規制対象とならないものと思われます。

もっとも、仮想通貨も「資産」には該当することから、今後、金商法２条２４項４号の「政令で定めるもの」に仮想通貨が指定され、将来的に仮想通貨のデリバティブ取引が金商法上の規制対象となる可能性があります。

また、仮想通貨 FX は、「金融商品取引業」には該当しないものの、付随業務、届出業務又は承認業務として許容されるものと思われます。

4.　銀行法上の取扱い

銀行法上の仮想通貨 FX の法的な位置づけとしては、「金融関連業務」又は「従属業務」として許容されるものと解することも合理的と思われます。



7 「事務ガイドライン（第三分冊：金融関係会社 16 仮想通貨交換業者関係）」I-1-2

8 特定業務とは、「金融に関する業務その他の政令で定める業務」をいい、具体的には、特定事業者である金融商品取引業者が行う業務全般が特定業務に該当することとされている（犯収法別表中欄、犯収法施行令６条１号）。

Ⅴ．　仮想通貨販売に係る主な法規制

1.　投信法上の規制

まず、投信法上の「投資信託」に該当するためには、信託財産を主として「特定資産」に対する投資として運用することが必要となります（投信法２条１項・施行令３条）。しかしながら、仮想通貨自体は「特定資産」には該当しません。

したがって、仮想通貨投資信託を投信法上の「投資信託」として販売するためには、主として仮想通貨以外の「特定資産」に対する投資として運用する必要があるものと思われます。

なお、信託法上、信託の対象は財産権に限られず、「財産」とされており（信託法２条３項）、仮想通貨も財産的価値が認められ、委託者の財産から分離することが可能である以上、「財産」として信託の対象となりうるものと思われます。また、信託業法上も受託可能財産は制限されていないため、法的には信託銀行や信託会社において仮想通貨の信託を行うことは可能と考えられます。

2.　改正資金決済法上の規制

主として仮想通貨以外の「特定資産」に投資する仮想通貨投資信託の販売は、あくまで「有価証券」の販売であり、仮想通貨の売買等ではないため、「仮想通貨交換業」に当たらず、改正資金決済法による規制対象とはならないものと思われます。

3.　改正犯収法上の規制

金融商品取引業者は「特定事業者」であり、その行う業務全般が「特定業務」に該当するとともに、主として仮想通貨以外の「特定資産」に投資する仮想通貨投資信託の販売は「金融商品取引業」（金商法２条８項１号）として「特定取引」[9]に該当し、改正犯収法の規制対象となるものと思われます。

4.　金商法上の規制

投資信託の受益証券は「有価証券」に該当する（金商法２条１項１０号）ことから、主として仮想通貨以外の「特定資産」に投資する仮想通貨投資信託を組成・販売する場合、「金融商品取引業」のうち「第一種金融商品取引業」（金商法２条８項１号、２８条１項１号）として許容されるものと思われます。

したがって、主として仮想通貨以外の「特定資産」に投資する仮想通貨投資信託を販売する場合、金商法上の規制に留意する必要があります。

5.　銀行法上の取扱い

主として仮想通以外の「特定資産」に投資する仮想通貨投資信託の販売は、「金融商品取引業」に該当し、「金融関連業務」として許容されるものと思われます。

[9] 特定取引とは、預貯金契約の締結、為替取引その他の政令で定める取引をいい、金商法２条８項１号から６号若しくは１０号に掲げる行為が該当する（犯収法別表下欄、犯収法施行令７条１項１号リ）。

３．Column②：【企業法務】社内研修サービスのご案内

ビジネス・経営・マネジメントに有益な法律知識をわかりやすく解説します

コンプライアンスが重視される昨今、ビジネスだけでなく私たちの日常生活にも法律は密接に関わっています。
法律について知っておくことは、トラブルを未然に防ぐとともに、トラブルの解決にもとても有効です。

当事務所では、様々な法律問題を扱う弁護士が、各業種・分野特有の法律問題をわかりやすく解説します。当事務所では、これまでにも様々なセミナー・講演を担当した実績が多数ございます。お気軽にお問い合わせください。

●　様々な業種にあわせた内容の研修を実施します

経営者様や人事部・法務部ご担当者様のニーズなど、様々なご要望に応じてお話させていただきます。研修のテーマについては、貴社のご要望に応じて企画いたします。お気軽にご相談ください。

※以下のテーマは一例となります

経営者様向け

- 株主総会・取締役会対策
- 問題社員対策
- 事業承継対策

人事部担当者様向け

- セクハラ・パワハラ対策
- メンタルヘルスチェック制度の留意点
- 残業時間管理

一般社員向け

- クレーマー対策
- 契約書作成・チェックの注意点
- 機密保持契約（NDA）の注意点

その他

- 法改正対応
- 債権回収対策
- 従業員の不祥事対策

●　ご要望に沿った内容の研修を実施します

当事務所では、様々な業種の顧問に就任している実績があります。貴社の業務内容・ビジネススタイルにあわせた内容の研修を実施させていただくことも可能です。お気軽にご相談ください。

※以下は業種別の一例となります。

整骨・接骨院様向け

- 交通事故の法律と治療について
- 交通事故患者への説明方法
- 知っておきたい弁護士の活用方法

保険代理店様向け

- 交通事故の法律問題
- 相続の法律問題
- 離婚の法律問題

社会保険労務士様向け

- 労働契約法改正対策
- 残業代請求対策
- メンタルヘルス対策

介護事業者様向け

- 職場内ハラスメント対策
- 利用者様のクレーム対策
- 介護関連法改正対策

●　研修費用の目安

１回あたり（１時間半～２時間）：１００，０００円（税別）～　＋　交通費・宿泊費等の実費

※詳細については、当事務所まで、お気軽にお問い合わせください。

●　実施例、セミナーのご案内

研修サービスの実施例はこちら ▸ https://nagasesogo.com/pwh_taisaku_seminer/

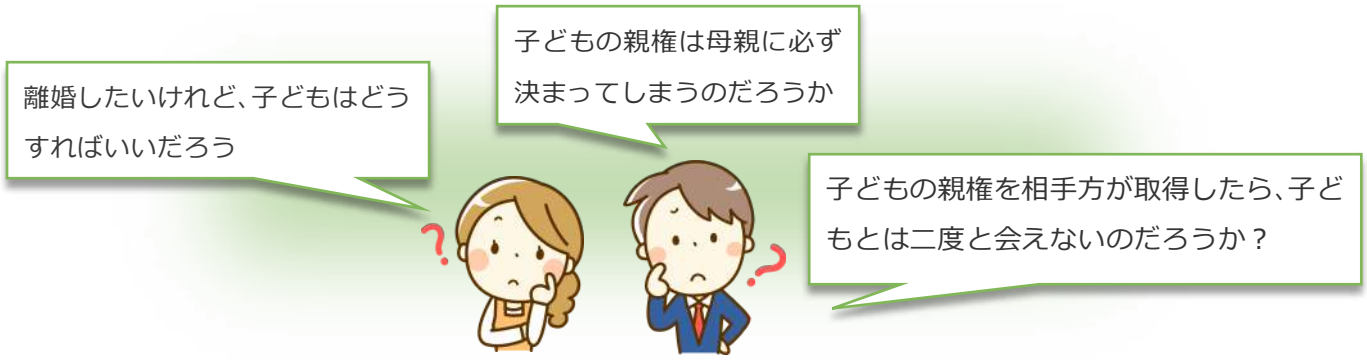
各セミナー・勉強会の日程はこちら ▸ https://nagasesogo.com/セミナー・イベント情報

４．Column③：【離婚問題】お子様の親権について

離婚は、これまでのご家族を清算するという面があります。

離婚問題が深刻化する要因はいくつもありますが、中でも深刻化しやすい問題が「親権」です。
今回は離婚にあたり、お子様の親権をめぐる問題について解説いたします。

●　お子様の親権でお悩みの方へ



配偶者との関係は精算したいが、子どもとの関係まで精算してしまうことは避けたい。
そう思ってお悩みになる方は大勢いらっしゃいます。
子どもの親権は、ご本人やご家族、何よりも子ども自身の人生にも関わる重大事です。
安易に決めるのではなく、慎重に検討・判断すべき事柄です。
子どもの親権に関連し、問題となる事項としては大きく以下の４つが挙げられます。

養育費　**親権**　**監護権**　**面会交流**

1.　養育費



養育費は、子どもを実際に監護している親が、監護していない親に対して、子どもの生活費として請求できるものです。

養育費は当然に支払わなければならないものと考えられていますが、法律上は養育費の支払期間や支払金額等について具体的には決められていません。

養育費の支払期間や支払金額、支払方法等は、個別の事情によって様々に判断されるため、個別の事例の知識と経験を有する弁護士によるサポートが必要といえます。

養育費の算定にあたっては、一般的に、実務上、「簡易迅速な養育費等の算定を目指して−養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案」（判タ１１１１号２８５頁以下。「養育費算定表」といいます）によって判断されることが多いといえます。

但し、この養育費算定表はあくまでも目安にすぎず、個別のケースによっては、そもそも養育費算定表を使用しなかったり、養育費算定表を使用するとしてもその解釈を巡って争ったりすることもあります。

養育費は、長期間にわたって支払い続けることが予定されるものであり、安易に決定してしまうとその後の生活設計にも大きく影響しかねません。

養育費の交渉・決定にあたっては、弁護士と相談するなどとして、慎重に検討する必要があります。

2.　親権

「親権者」とは、未成年の子を養育監護し、その財産を管理し、その子を代理して法律行為をする権利を有し、義務を負う者のことです。

親権とは、この親の権利を総称するものであり、①身上監護権（養育・監護に関する権利義務）（民法 820 条）、②財産管理権・代理権（財産に関する権利義務）（民法 824 条）に分けられます。

民法上、離婚する場合には、婚姻中は夫婦双方にある共同親権を、いずれか一方の単独親権としなければなりません。つまり、離婚する場合には夫婦どちらか一方だけが親権者になることを決めなければならないということです。

親権を決める方法は、協議（話し合い）によるほか、協議が成立しない場合には調停や裁判手続によることになります。

3.　監護権

監護権とは、親権のうち、身上監護権を指すものです。言い換えれば、子どもを実際に引き取り、面倒をみていく権利と言えます。

あまり多くはありませんが、親権と監護権を夫婦で別々に指定することも可能です。離婚の争点の中心が親権にあり、お互いに一歩も譲らない場合、親権と監護権を分離するということで合意することもあります。

4.　面会交流

面接交流とは、父又は母が子どもと面接し、もしくはそれ以外の方法で親子として交渉することをいいます。

面会交流は、親権や監護権を有していない父母が子どもと接点を持つための大切な権利です。しかしながら、実際には様々な事情で適切な面会交流が実施できないというケースも少なくありません。

面会交流に関するお悩みをお持ちの方は、まず弁護士等へのご相談をお勧めいたします。

それぞれの項目の詳しい情報については、当事務所「離婚問題サイト」をご覧ください。

離婚問題サイト ▶http://rikon.nagasesogo.com

トップページのメニュー「お悩み別インデックス」▸「子どのの親権について」



５． Column④：【交通事故】示談について～知っていますか、適正な賠償金額？～

当事務所では、交通事故問題についても、多数の案件に対応しております。

交通事故でお悩みの方にとって、少しでもお役に立つことができるよう、当事務所では HP 上でも積極的に情報発信に務めております。ご興味のある方は、以下のサイトをご参照ください。

交通事故サイト：http://jiko.nagasesogo.com

● 示談について ～知っていますか？適正な賠償金額～

交通事故の被害に遭われてからしばらくすると、保険会社から示談の交渉が進められてきます。

この示談交渉の際に、特に以下の３点にご注意ください。

① 示談が成立すると原則として覆すことはできません

② 保険会社の提示金額は裁判基準よりも低額な傾向にあります

③ 後遺障害の等級の認定によって損害額が大きく変わります

1. ① 示談が成立すると原則として覆すことはできません

示談書に署名してしまい、示談が成立すると、あとになってまだ怪我の痛みが残っていたり、予想しなかった後遺障害が発生したりするような事情があったとしても、示談をしなおすということは大変困難になります。

事故の被害に遭われてから間もないときに、保険会社から示談を迫られればよく分からないままに示談に応じてしまうこともあるかもしれません。

示談をする前に、まずは弁護士に相談し、確認した上で示談することをお勧めいたします。

2. ② 保険会社の提示金額は裁判基準よりも低額な傾向にあります

交通事故の損害賠償額の算定基準は、大きく３つの基準があると言われています。



①自賠責保険基準は、強制加入保険である自動車事故損害賠償責任保険（共済）の算定基準です。

②任意保険基準は、各保険会社が決定している基準です。「自賠責保険の上乗せ」という位置付けとされますが、傷害慰謝料・後遺障害慰謝料等については、裁判・弁護士基準と比較して一般的に低額であると言えます。

③裁判基準は、被害者が損害賠償請求訴訟を提起した場合に、裁判所が認定する算定基準です。

算定額は、右にいくほど高額となっていきます。



通常、保険会社からは各損害の内容や算定基準について詳しくは説明してくれないため、どの程度の損害額が妥当なのか、被害者には十分な情報が提供されないまま示談交渉が進められてしまいます。

弁護士が示談交渉を行うことで、保険会社との情報格差を補って交渉を有利に進めることができます。

3. ③ 後遺障害の等級認定によって損害額が大きく変わります

後遺障害とは認定されないまま示談交渉が進んでいたとしても、診断書の内容を精査したりすることで、後遺障害と認定されることがあります。

後遺障害と認定された場合、①後遺障害の逸失利益（後遺障害によって将来得られたはずであった収入減少部分）と②後遺障害に対する慰謝料等を損害額として請求することができます。

後遺障害と認定されることによって、損害額は場合によっては数倍以上になることもあります。

そのほかにも、示談交渉を進める際にはご注意いただきたい点は数多くあります。

4. 当事務所では後遺障害案件を多数取り扱っています

長瀬総合法律事務所では交通事故被害の救済に力を入れております。

後遺障害案件、特に後遺障害等級の認定については必要に応じて専門家との連携もおこなっております。

後遺障害案件では後遺障害等級により示談金が大幅に増額する可能性があります。

後遺障害案件についての弁護士の依頼は慎重におこなって頂くことをお勧め致します。

5. 弁護士費用特約を使えば費用のご負担なしに弁護士にご依頼頂くことが可能です

前述のように、後遺障害案件では等級認定の手続き・保険会社との交渉・裁判により保険会社の示談金が大幅に増加する可能性があり、弁護士にご依頼頂くメリットは自費で弁護士費用を支払ったとしてもトータルで得られる利益は非常に大きいと言えます。



＊ 裁判基準では弁護士にご依頼頂いた場合弁護士費用を示談金に上乗せして請求することが可能です。

＊ 弁護士費用は完全後払制となりますので、最初の段階で弁護士費用をご用意できなくても弁護士にご依頼頂くことが可能です。

＊ 弁護士に依頼したことでかえって損になってしまわないか心配な方は損害賠償金額無料査定サービスを無料相談にてご利用ください。

では、後遺障害案件に該当しない、軽度の人身事故や物損事故については弁護士に依頼しない方がいいのでしょうか。

実は、そうではありません。

自動車保険に付いている弁護士費用特約を使えば依頼者の方のご負担なしにご依頼頂くことが可能です。

詳しくは、交通事故サイト「弁護士費用特約とは」（http://jiko.nagasesogo.com/bengoshihiyotokuyaku/）をご覧ください。

交通事故被害のご相談は無料で承っております。

適切な法的アドバイスのため、初回はご来所頂いてのご相談となります。なお、後遺症などにより直接ご来所頂く場合が難しい場合はお気軽にご相談ください。



第１回　債権回収を円滑に進めるためのポイント
日時：平成２９年１月２０日（金）
場所：当事務所　牛久本部



当事務所では、顧問先様及び経営者の皆様に向けて、企業法務に関する弁護士による勉強会を開催しております。

勉強会では、経営者の皆様に知っておいていただきたい法的知見についてお伝えいたします。

連続セミナーの第１回目は、「債権回収を円滑に進めるためのポイント」と題して、債権回収をめぐる問題点及び実務上の留意点についてお話させていただきました。

当日は、顧問先様をはじめ、多数の経営者の皆様にご参加いただき、活発な意見を交わさせていただきました。

今後も顧問先様をはじめ、経営者の皆様のお役に立つことができるような取組を継続してまいりたいと考えております。

今後とも当事務所の活動についてご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後も経営者の皆様を対象とした連続セミナーを予定しております。

次回以降の勉強会の予定は以下のとおりです。ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

- 平成２９年５月１９日　第３回　「契約書の作成と管理における留意点」

お名前：

ご住所：

連絡先：TEL

■■　お客様お問い合わせ記入欄　■■

今回の記事に関して、ご質問・ご不明点があれば、左記にご記入のうえ下記までお問い合わせください。

TEL　029-875-8180（平日 9:00～17:00）
FAX　050-3730-0060
E-MAIL　nagase@nagasesogo.com

□　今回の記事について相談したい
□　開催セミナーについて相談したい

【お問い合わせ先】事務所名：弁護士法人長瀬総合法律事務所

［牛久本部］

〒300-1234

茨城県牛久市中央 5 丁目 20 番地 11

牛久駅前ビル 501

TEL　029-875-8180

FAX　050-3730-0060



［日立支所］

〒317-0073

茨城県日立市幸町 1 丁目 4-1

日立駅前ビル 4 階

TEL　0294-33-7494

FAX　050-3730-0060



【事務所理念】

すべてのクライアントの「再生」のために

私たちは、この使命を実現するために、最高のリーガルサービスを提供できるよう常に研鑽に務め、組織を発展させます

【事務所ＵＲＬ】

総　合　サ　イ　ト　：http://nagasesogo.com
交通事故サイト：http://jiko.nagasesogo.com
刑事事件サイト：http://keiji.nagasesogo.com
離　婚　サ　イ　ト　：http://rikon.nagasesogo.com
債権回収サイト：http://saikenkaisyu.nagasesogo.com
相続・遺言サイト：http://souzoku.nagasesogo.com
労働問題サイト：http://roudou.nagasesogo.com
企業法務サイト：http://houmu.nagasesogo.com